

令和8年度佐賀県立九州陶磁文化館警備業務委託に関する仕様書

1 警備目的

- (1) 施設、設備等の安全確保
- (2) 不法・不良行為の発見、探知、防止及び排除
- (3) 火災、盗難、事故等の防止及び処置

2 警備の主眼

- (1) 施設及びその敷地内（駐車場敷地を含む）の不良行為者、不審者、潜伏者、不法侵入者の発見、連絡、探知及び排除
- (2) 門扉等（出入口等）施錠すべき個所の点検処置（夕方、朝）
- (3) 施設、設備、現金、物品、器具及び重要書類等の火災、盗難、毀損加害行為の防止
- (4) 隣接地帯から波及する危険性の探知予防
- (5) その他非常事態発生時における緊急連絡及び処置

3 警備の対象範囲

佐賀県立九州陶磁文化館建物及びその施設を含むその敷地内全域

4 重要点検設備箇所

- (1) 閉館後における当館への出入者の点検処置
- (2) 施錠すべき窓、扉、シャッター、門等の点検処置
- (3) 潜伏可能場所の点検
- (4) ガス器具、暖房器具の火気等の点検処置
- (5) 水道、蛇口及び水洗タンクの点検処置
- (6) 消火器及び消火栓の点検処置
- (7) 電源、照明灯及び不要電灯の点検処置
- (8) 危険物、可燃物、貯蔵庫周辺の異状の有無及び点検処置

5 警備要領

(1) 警備の配置体制

①昼間

開館日は常駐2名※1以上、休館日は常駐1名以上※2とする。ただし、防火訓練日については休館日であっても2名以上とする。※3

②夜間

常駐2名以上で機械警備併用とする。※4

③各種警報機器類は、中央監視室において集中制御方式となっているため、機器管理の経験者を従事させること。

④陶器市期間中の計7日間については、駐車場警備及び整理のため2名を配置すること。※5

※1 常駐2名（昼間開館日）：307日	※2 常駐1名（昼間休館日）：57日
※3 常駐2名（防火訓練日昼間）：1日	
※4 常駐2名（夜間毎日）：365日	※5 陶器市駐車場警備2名：7日

(2) 警備の勤務時間

開館日 昼間 8:30~17:15、夜間 17:15~8:30

休館日 昼間 8:30~17:15、夜間 17:15~8:30

陶器市駐車場警備 8:00~17:00

(3) 警備時間勤務中は、制服制帽を着用すること。

(4) 2名以上の勤務の場合、1名は通用口受付で来館者の受付業務を行い、残りの人員は展示室を主とした館内巡回警備及び館外巡回警備を行うこと。

(5) 夜間の常駐警備は、不定時巡回とする。ただし、警備勤務時間中に館内館外4回以上の巡回を行うこと。

(6) 警備に非常事態が発生した時は、緊急要員を当該物件に急行させ確認するとともに警察署、消防署及び施設管理者と連絡を密にし、必要な措置をとること。

(7) 毎日の警備状況について、翌朝に警備報告書を提出し、館の確認を受けること。

(8) その他業務

- ・電気窯の調整
- ・空調設備の管理（空調設備配置員不在時のみ）
- ・国旗、県旗の掲揚

6 警備員の義務

勤務に当たり知り得た事項は漏洩してはならないこと。

7 警備巡回主要箇所・時刻鍵設置箇所

8か所以上

8 賠償事項

警備は事故の予防及び事故の早期発見を目的とするため、明らかに会社又は会社使用人の責めに帰すべき事由により蒙った損害については、会社がその賠償の責めを負う。

9 その他注意事項

巡回中、警備員相互の連絡については、確実に連絡がとれるように体制（トランシーバー、携帯電話等）を整え、その費用については、受託業者の負担とする。

10 参考

(1) 休館日

①毎週月曜日（祝日は除く。）

②月曜日が祝日の場合、直後の平日

5月7日、7月21日、9月24日、10月13日、11月24日、1月12日、3月23日

③年末年始

12月29日～1月3日

(2) 開館・休館日数

①開館日：307日

②休館日：58日